

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年1月 30 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200520 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200115 号

第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額を 58 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月 25 日

私が、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。

請求期間の賞与は、平成 30 年 12 月 28 日に支給された賞与とだいたい同じ額であり、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、調査の上、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は請求期間に、A社から 58 万 2,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額（58 万 2,000 円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該期間の賞与に係る届出及び保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200529 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200033 号

第1 結論

平成元年＊月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年＊月から平成3年3月まで

請求期間当時、私は短期大学に在学中であったが、私が20歳になった平成元年＊月頃に母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれており、結婚する際に、夫と二人で、母から「20歳の時から年金は支払っている。」と聞いたことを覚えていいる。

私と同様に、母に国民年金保険料を納付してもらっていた弟は20歳から納付記録があるのに、私だけ納付記録がないのはおかしいので、調査の上、請求期間を納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付し、請求者の弟についても母親が国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者から提出された年金手帳には、請求者が平成3年4月に加入した厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、国民年金番号の記載はない上、請求者は当該手帳のほかに保有する年金手帳はない旨陳述している。

さらに、オンライン記録によれば、請求者は平成9年1月1日に付番された請求者の基礎年金番号により平成10年1月に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が請求期間当時に居住していたA市は、保存年限経過により、請求者の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、請求者の母親は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶はない。

なお、請求者は、請求期間である平成元年*月から平成3年3月までの期間において学生であったとしているところ、20歳以上の学生が国民年金の強制加入の該当となったのは平成3年4月1日以降であるため、請求者の弟が20歳以上の学生であった時期とは異なり、国民年金の強制加入被保険者に該当する者ではなかった。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。